

令和7年度 第2回 千葉県県土整備公共事業評価審議会で審議を行う事業

No	所管課	事業名 路線又は箇所名等	事業概要	評価の理由
1	下水道課	社会資本整備総合交付金 (下水道事業) 印旛沼流域下水道事業 印旛処理区	印旛処理区における生活環境の改善を図るとともに、印旛沼等の公共用水域の水質改善のため、12市1町の流域関連公共下水道から排除される汚水を受入れ、処理する幹線管渠及び処理場等の整備を行う。 ・総事業費 3,870億円 ・事業期間 S43～R32 ・処理区域面積 24,073ha ・処理人口 1,308,100人	②
2	下水道課	社会資本整備総合交付金 (下水道事業) 手賀沼流域下水道事業 手賀沼処理区	手賀沼処理区における生活環境の改善を図るとともに、手賀沼等の公共用水域の水質改善のため、7市の流域関連公共下水道から排除される汚水を受入れ、処理する幹線管渠及び処理場等の整備を行う。 ・総事業費 2,310億円 ・事業期間 S46～R31 ・処理区域面積 12,102ha ・処理人口 657,700人	②
3	下水道課	社会資本整備総合交付金 (下水道事業) 江戸川左岸流域下水道事業 江戸川左岸処理区	江戸川左岸処理区における生活環境の改善を図るとともに、江戸川等の公共用水域の水質改善のため、8市の流域関連公共下水道から排除される汚水を受入れ、処理する幹線管渠及び処理場等の整備を行う。 ・総事業費 3,820億円 ・事業期間 S47～R31 ・処理区域面積 19,624ha ・処理人口 1,378,800人	②

【評価の理由】 ① 事前評価：事業の計画段階において、事業着手の必要性や妥当性を評価するもの。

② 再評価：事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業の事業継続の必要性や妥当性を評価するもの。
※現在事業中で、新たに評価対象となるもの。(国庫補助事業の採択を受けようとする、事業費増により40億円以上となるもの等)

③ 事後評価：事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映させるもの。

○問合せ先

担当課	電話番号	備考
県土整備政策課	043-223-3121	審議会の運営に関すること
下水道課	043-223-4339	下水道事業

(参考) 千葉県県土整備公共事業評価審議会

- ・設置根拠：千葉県行政組織条例第28条第1項
- ・審議内容：千葉県県土整備部が実施する公共事業の効率化及び、事業着手から完了に至る過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として事業の評価を行う